

寒川町訓令第1号

庁 中 一 般

出先機関一般

令和3年度組織の見直しに伴う関係訓令の整備等に関する訓令を次のように定める。

令和3年2月24日

寒川町長 木 村 俊 雄

令和3年度組織の見直しに伴う関係訓令の整備等に関する訓令

(寒川町審議会等の公募委員選考委員会規程の一部改正)

第1条 寒川町審議会等の公募委員選考委員会規程(平成19年寒川町訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、福祉部長、健康子ども部長」を「、学び育成部長、健康福祉部長」に改める。

第8条中「協働文化推進課」を「町民協働課」に改める。

(寒川町庁議規程の一部改正)

第2条 寒川町庁議規程(平成13年寒川町訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「、福祉部長、健康子ども部長」を「、学び育成部長、健康福祉部長」に改める。

別表中

「

企画部	企画政策課長	議長
	企画政策課企画行革担当職員	事務局
	財政課長	職務代理者
	財政課財政担当職員	
	広報戦略課長	
	広報戦略課統計マーケティング担当職員	

」を

「

企画部	企画政策課長	議長
	企画政策課企画マーケティング担当職員	事務局

	財政課長	職務代理者
	財政課財政担当職員	

」に、

「総務課長」を「人事課長」に、「総務課職員力推進担当」を「人事課職員力推進担当」に、「協働文化推進課長」を「町民協働課長」に、「協働文化推進課協働担当」を「町民協働課協働推進担当」に改める。

(寒川町職員の事務改善の提案に関する規程の一部改正)

第3条 寒川町職員の事務改善の提案に関する規程(昭和53年寒川町訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「、福祉部長、健康子ども部長」を「、学び育成部長、健康福祉部長」に改める。

(寒川町事務決裁規程の一部改正)

第4条 寒川町事務決裁規程(昭和53年寒川町訓令第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1の2人事関係の表中「育児休業」を「休業」に、「総務課長」を「人事課長」に改める。

別表第2の企画部の表中

「

主管課 の区分	決裁区分	町長	副町長	部長	課長	摘要
	決裁事項					
企画政 策課	儀式及び 表彰	重要な儀式 及び表彰の 決定		定例的な儀 式・表彰の計 画及び実施	表彰内申書 の取りまと め	
	町長用自				自動車の運	

動車				用
総合計画	1 町行政の総合企画、調整及び運営に関する基本方針の決定 2 重要な事業の計画又は実施方針の決定		1 町行政の総合企画の調整 2 総合計画の進行管理	1 町行政の総合企画の立案 2 事業進行管理台帳の作成
広域行政		広域行政の推進	広域行政推進の連絡調整 広域行政研究会の連絡調整	
行政改革	行政改革大綱及び実施計画の決定		行政改革実施計画の進行管理	

」を

「

主管課	決裁区分	町長	副町長	部長	課長	摘要
-----	------	----	-----	----	----	----

の区分	決裁事項					
企画政 策課	総合計画	1 町行政の 総合企画、 調整及び 運営に関 する基本 方針の決 定 2 重要な事 業の計画 又は実施 方針の決 定		1 町行政の 総合企画 の調整 2 総合計画 の進行管 理	1 町行政の 総合企画 の立案 2 事業進行 管理台帳 の作成	
	広域行政		広域行政の 推進	広域行政推 進の連絡調 整広域行政 研究会の連 絡調整		
	行政改革	行政改革大 綱及び実施 計画の決定		行政改革実 施計画の進 行管理		
	情報施策			情報施策の 企画、調整		

	コンピュ ータ				1 コンピュ ータの調 査研究 2 コンピュ ータによ る事務処 理	
--	------------	--	--	--	--	--

」に、

「

広報戦 略課	統計調査		統計調査員 の任命	1 統計思想 の啓もう 普及計画 2 統計調査 区の決定 3 基幹統計 調査及び 各種統計 調査の計 画	1 統計調査 の実施 2 統計資料 の収集 3 統計調査 員の内申	
	広報			広報活動計 画の作成	1 広報活動 の実施 2 広報モニ ター事業 の実施	

					3 報道機関との連絡 4 広報板の管理	
	情報施策			情報施策の企画、調整		
	コンピュータ				1 コンピュータの調査研究 2 コンピュータによる事務処理	

」を

「

広報戦略課	広報			広報活動計画の作成	1 広報活動の実施 2 広報モニター事業の実施 3 報道機関との連絡 4 広報板の管理	
-------	----	--	--	-----------	--	--

」に

改める。

別表第2の総務部の表中

「

総務課	議会	1 議会の招 集 2 提出議案 の決定 3 議決報告 の受理		1 議案の編 成	議案の作成 及び配布
	法制				1 条例、規 則等の公 布 2 例規集の 編集及び 管理 3 他団体の 公告の掲 示
	文書				1 文書の収 受、配布及 び発送 2 文書取扱 の指導
	情報公開				情報公開制

				度の運用	
個人情報 保護				個人情報保 護制度の運 用	
職員の表 彰及び儀 式			定例的な儀 式・表彰の計 画及び実施	内申書の取 りまとめ	
服務				1 宿日直の 割当 2 宿日直交 代の承認 3 出勤簿の 確認	
身分				1 身分証明 書の発行、 再発行 2 職員き章 及び名札 の交付	
給与	昇給の決定	特殊な諸手 当の認定	定期的な諸 手当の認定	1 通勤手 当、扶養手 当及び住 居手当等 の認定	

					2 時間外勤務等の整理
人事管理	人事管理の基本方針の決定	1 職員の採用計画 2 職員の配分定員の決定	職員の採用試験の実施		
研修			職員の研修計画	職員研修の実施	
福利厚生		公務災害の認定	1 職員福利厚生の計画 2 職員の健康診断等の計画	1 職員福利厚生の実施 2 職員の健康診断等の実施	
共済組合、退職手当組合				共済組合、退職手当組合の事務全般	
労働安全衛生		労働安全衛生に関する全事項			
行政組織	1 組織管理の基本方		1 事務分掌の調整	職務分析の調査及び実	

		針 2 権限の委任		2 専決事項 の調整	施	
	文書館、町史編さん			刊行物の発行	1 文書館資料の収集、保存及び利用 2 文書館運営審議会との連絡調整 3 町史編集委員会との連絡調整	

」を

「

総務課	儀式及び表彰	重要な儀式及び表彰の決定		定例的な儀式・表彰の計画及び実施	表彰内申書の取りまとめ	
	町長用自動車				自動車の運用	
	議会	1 議会の招集		1 議案の編成	議案の作成及び配布	

	2 提出議案 の決定 3 議決報告 の受理				
法制				1 条例、規則等の公布 2 例規集の編集及び管理 3 他団体の公告の掲示	
文書				1 文書の收受、配布及び発送 2 文書取扱の指導	
情報公開				情報公開制度の運用	
個人情報保護				個人情報保護制度の運用	
統計調査		統計調査員	1 統計思想	1 統計調査	

			の任命	の啓もう 普及計画 2 統計調査 区の決定 3 基幹統計 調査及び 各種統計 調査の計 画	の実施 2 統計資料 の収集 3 統計調査 員の内申	
	文書館、町 史編さん			刊行物の発 行	1 文書館資 料の収集、 保存及び 利用 2 文書館運 営審議会 との連絡 調整 3 町史編集 委員会と の連絡調 整	
人事課	職員の表 彰及び儀 式			定例的な儀 式・表彰の計 画及び実施	内申書の取 りまとめ	

服務				1 宿日直の 割当 2 宿日直交 代の承認 3 出勤簿の 確認
身分				1 身分証明 書の発行、 再発行 2 職員き章 及び名札 の交付
給与	昇給の決定	特殊な諸手 当の認定	定期的な諸 手当の認定	1 通勤手 当、扶養手 当及び住 居手当等 の認定 2 時間外勤 務等の整 理
人事管理	人事管理の 基本方針の 決定	1 職員の採 用計画 2 職員の配 分定員の	職員の採用 試験の実施	

			決定		
研修				職員の研修 計画	職員研修の 実施
福利厚生		公務災害の 認定	1 職員福利 厚生の計 画 2 職員の健 康診断等 の計画	1 職員福利 厚生の実 施 2 職員の健 康診断等 の実施	
共済組合、 退職手当 組合					共済組合、退 職手当組合 の事務全般
労働安全 衛生		労働安全衛 生に関する 全事項			
行政組織	1 組織管理 の基本方 針 2 権限の委 任		1 事務分掌 の調整 2 専決事項 の調整	職務分析の 調査及び実 施	

」に、

「施設再編課」を「財産管理課」に、「

税務課	税の賦課 及び徴収			1 税制及び 税務事務	1 賦課額の 決定及び
-----	--------------	--	--	----------------	----------------

				の総合企 画 2 審査請求 の処理	更正 2 納税義務 者の異動 申告の処 理 3 町税申告 の処理 4 納税管理 人申告書 の処理 5 随時課税 の納期決 定 6 税の検査 の実施	
	町民税				1 特別徴収 義務者の 指定 2 諸事業所 の改廃届 の受理 3 軽自動車 の標識交 付	

	固定資産 税		固定資産評 価審査委員 会に対する 答弁書の作 成	1 固定資産 の評価の 実施 2 土地、家 屋の登録 済通知書 の処理 3 課税物件 異動通知 書の処理 4 台帳登録 の不動産 の価格等 の県への 通知 5 償却資産 申告書の 処理 6 国有資産 等所在市 町村交付 金の処理	
収納課	税の徴収			1 税制及び 税務事務	1 納税管理 人申告書

				の総合企 画 2 審査請求 の処理 3 納税徴収 計画	の処理 2 徴収の受 託 3 町税の調 定 4 税の検査 の実施
--	--	--	--	--	--

」を

「

税務収 納課	税の賦課 及び徴収			1 税制及び 税務事務 の総合企 画 2 審査請求 の処理	1 賦課額の 決定及び 更正 2 納税義務 者の異動 申告の処 理 3 町税申告 の処理 4 納税管理 人申告書 の処理 5 随時課税 の納期決 定
-----------	--------------	--	--	--	--

				6 税の検査 の実施	
町民税				1 特別徴収 義務者の 指定 2 諸事業所 の改廃届 の受理 3 軽自動車 の標識交 付	
固定資産 税		固定資産評 価審査委員 会に対する 答弁書の作 成		1 固定資産 の評価の 実施 2 土地、家 屋の登録 済通知書 の処理 3 課税物件 異動通知 書の処理 4 台帳登録 の不動産 の価格等	

					の県への 通知 5 償却資産 申告書の 処理 6 国有資産 等所在市 町村交付 金の処理	
	税の徴収			1 税制及び 税務事務 の総合企 画 2 審査請求 の処理 3 納税徴収 計画	1 納税管理 人申告書 の処理 2 徴収の受 託 3 町税の調 定 4 税の検査 の実施	

」に

改める。

別表第2の町民部の表中

「

協働文 化推進	地域集会 施設				地域集会施 設の維持管	
------------	------------	--	--	--	----------------	--

課					理	
	生涯学習 施策			生涯学習施 策の企画及 び調整	生涯学習施 策の実施	
	生涯学習 推進			生涯学習事 業の計画	生涯学習事 業の実施	
	文化、平 和、男女共 同参画			重要な事項	定例的な事 項	
	姉妹都市	姉妹都市の 締結		姉妹都市と の交流	定例的な事 項	

」を

「

町民協 働課	地域集会 施設				地域集会施 設の維持管 理	
-----------	------------	--	--	--	---------------------	--

」に、

「

町民窓 口課	戸籍			審査請求書 の処理	1 戸籍に関 する届出 の受理並 びに帳簿 の整理、報 告及び通	
-----------	----	--	--	--------------	---	--

					知 2 戸籍届出 期間経過 通知 3 公職選挙 法(昭和25 年法律第 100号)に 基づく他 市町村か らの照会 に対する 回答	
	住民基本 台帳				1 住民記録 の届出の 受理並び に住民基 本台帳の 整理、報告 及び通知 2 人口動態 報告及び 人口異動 報告	

				3 住民異動 届出期間 の経過通 知	
印鑑登録、 身分				1 印鑑登録 並びに印 鑑届出事 項変更に よる職権 訂正及び 削除 2 犯罪通知 の受理 3 身上調査 照会によ る回答 4 犯罪人名 簿の整備 5 破産者及 び成年被 後見人名 簿の整備	
埋火葬、改 葬				埋火葬、改葬 の許可	

	公的個人 認証サー ビス				全事項	
	自動車の 臨時運行				1 臨時運行 の許可 2 許可証及 び番号標 の貸与	
	広聴	特に重要な 請願及び陳 情の回答	一般的な請 願及び陳情 の回答	広聴活動計 画の作成	1 広聴会等 の実施 2 町政モニ ター事業 の実施	
	町民相談			1 町民相談 事業計画 2 重要な相 談等の処 理	1 町民等か らの一般 相談の受 理 2 行政相 談、人権相 談等の処 理	
	消費者行 政			消費者保護 行政の実施 計画	消費者保護 行政の実施	

」を

「

町民窓口課	戸籍			審査請求書の処理	<p>1 戸籍に関する届出の受理並びに帳簿の整理、報告及び通知</p> <p>2 戸籍届出期間経過通知</p> <p>3 公職選挙法(昭和25年法律第100号)に基づく他市町村からの照会に対する回答</p>	
	住民基本台帳				<p>1 住民記録の届出の受理並びに住民基</p>	

				<p>本台帳の 整理、報告 及び通知</p> <p>2 人口動態 報告及び 人口異動 報告</p> <p>3 住民異動 届出期間 の経過通 知</p>	
印鑑登録、 身分				<p>1 印鑑登録 並びに印 鑑届出事 項変更に よる職権 訂正及び 削除</p> <p>2 犯罪通知 の受理</p> <p>3 身上調査 照会によ る回答</p> <p>4 犯罪人名</p>	

				簿の整備 5 破産者及び成年被後見人名簿の整備	
埋火葬、改葬				埋火葬、改葬の許可	
公的個人認証サービス				全事項	
自動車の臨時運行				1 臨時運行の許可 2 許可証及び番号標の貸与	
広聴	特に重要な 請願及び陳情の回答	一般的な請願及び陳情の回答	広聴活動計画の作成	1 広聴会等の実施 2 町政モニター事業の実施	
町民相談			1 町民相談 事業計画 2 重要な相談等の処	1 町民等からの一般相談の受理	

				理	2 行政相 談、人権相 談等の処 理	
	消費者行 政			消費者保護 行政の実施 計画	消費者保護 行政の実施	
	平和及び 男女共同 参画			重要な事項	定例的な事 項	

」に

改め、同表の次に次の表を加える。

学び育成部

主管課 の区分	決裁区分	町長	副町長	部長	課長	摘要
	決裁事項					
子育て 支援課	母子福祉				1 母子福祉 に関する 事務 2 医療費の 給付及び 助成 3 福祉医療 証の発行	

				及び異動等の処理
	母子保健		保健事業の計画	保健事業の実施
	児童福祉			児童手当法(昭和46年法律第73号)及び児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)に規定する認定請求の処理
	保育		徴収金基準額表の決定	1 保育園児入退園の申請の処理 2 保育料の決定及び更正
学び推進課	生涯学習施策		生涯学習施策の企画及び調整	生涯学習施策の実施
	生涯学習		生涯学習事	生涯学習事

	推進			業の計画	業の実施	
	文化			重要な事項	定例的な事項	
	姉妹都市	姉妹都市の 締結		姉妹都市と の交流	定例的な事項	
	青少年育成			青少年育成 事業の計画	青少年育成 事業の実施	
	学童保育				学童保育に 関する事務	
スポーツ課	スポーツ 推進事業			スポーツ推 進事業の計 画	スポーツ推 進事業の実 施	
	体育施設				体育施設使 用の許可及 び承認	

別表第2の福祉部の表中「福祉部」を「健康福祉部」に改め、同表に次のように加える。

健康づく り課	健康増進			保健事業の 計画	保健事業の 実施	
	健康づく り			保健医療の 計画	1 健康づく り事業の 実施 2 食生活改 善の普及	

					及び実施	
	各種予防 接種			予防接種法 (昭和23年法 律第68号)に 基づく予防 接種の計画	予防接種法 に基づく予 防接種の実 施	
	感染症予 防			感染症の予 防法に基づ く予防及び 医療に關す る総合的な 施策の推進	感染症の病 原体に汚染 された場所 等の消毒	
	献血事業			献血事業計 画	献血事業の 実施	

別表第2の健康子ども部の表を削る。

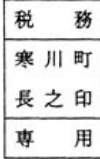




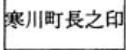
(寒川町公印規程の一部改正)

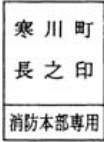
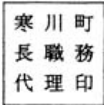
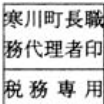
第5条 寒川町公印規程(昭和44年寒川町訓令第3号)の一部を次のように改正する。

別表庁印の部中「福祉部」を「健康福祉部」に改め、同表中

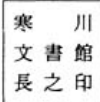
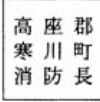
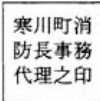
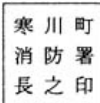
「


職印	町長印	てん書	方21	黒水 牛印	1		町長名を もって発 する文書	総務部総務 課長
		てん書	方29	木印	1		表彰状専 用	

専用町長 印	てん書	方21	黒水 牛印	1		税務の証 明事項等 に関する 文書	総務部税務 課長
	てん書	方21	木印	1		税務の証 明事項等 に関する 文書	総務部収納 課長
	てん書	方21	木印	1		戸籍事務、 住民基本 台帳登録 及び印鑑 登録に関 する文書 並びに母 子健康手 帳その他 各種証明 書	町民部町民 窓口課長
	れい書	長形11	木印	2		戸籍原本 認印	
	れい書	長形6	木印	1		個人番号 カード	
てん書	横16	木印	1		身体障害	福祉部福祉	

		縦8				者手帳、療 育手帳、障 害福祉サ ービス受 給者証及 び施設受 給者証	課長
	てん書	方21	木印	1		危険物規 制事務に 関する許 可書、認可 書、検査済 証その他 各種証明 書	消防本部予 防課長
町長職務 代理者印	てん書	方21	木印	1		町長職務 代理者執 行のとき 町長印に 準じて用 いる。	総務部総務 課長
専用町長 職務代理	てん書	方21	木印	1		町長職務 代理者執	総務部税務 課長


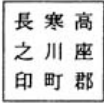
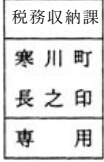

者印	てん書	方21	木印	1		行のとき町長印に準じて用いる。	総務部収納課長
	てん書	方21	木印	1			町民部町民窓口課長
	れい書	長形11	木印	1			
	れい書	長形6	木印	1			
	てん書	横16 縦8	木印	1			福祉部福祉課長
	てん書	方21	木印	1			消防本部予防課長
副町長印	てん書	方21	黒水牛印	1		副町長名をもつて発する文書	総務部総務課長
会計管理者印	てん書	方21	黒水牛印	1		会計管理者名をもつて発する文書	会計管理者
会計管理者事務代	てん書	方21	木印	1		会計管理者事務代	会計課長



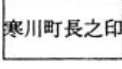
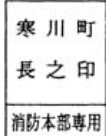
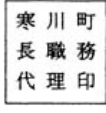
理印						理執行の とき会計 管理者印 に準じて 用いる。	
寒川文書 館長印	てん書	方18	木印	1		寒川文書 館長名を もつて発 する文書	寒川文書館 長
消防長印	てん書	方21	黒水 牛印	1		消防長名 をもつて 発する文 書	消防本部消 防総務課長
消防長事 務代理印	てん書	方21	木印	1		消防長事 務代理執 行のとき 消防長印 に準じて 用いる。	消防本部消 防総務課長
消防署長 印	てん書	方21	木印	1		消防署長 名をもつ て発する 文書	消防署長

	消防団長 印	てん書	方21	木印	1		消防団長 名をもつ て発する 文書	消防本部消 防総務課長
--	-----------	-----	-----	----	---	---	----------------------------	----------------

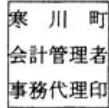
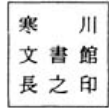
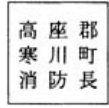
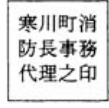
」を

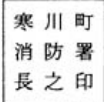
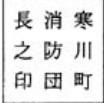
「

職印	町長印	てん書	方21	黒水 牛印	1		町長名を もつて発 する文書	総務部総務 課長
		てん書	方29	木印	1		表彰状専 用	
	専用町長 印	てん書	方21	黒水 牛印	1		税務の証 明事項等 に関する 文書	総務部税務 収納課長
		てん書	方21	木印	1		戸籍事務、 住民基本 台帳登録 及び印鑑 登録に関 する文書 並びに母 子健康手 帳その他	町民部町民 窓口課長

						各種証明 書	
	れい書	長形11	木印	2		戸籍原本 認印	
	れい書	長形6	木印	1		個人番号 カード	
	てん書	横16 縦8	木印	1		身体障害 者手帳、療 育手帳、障 害福祉サ ービス受 給者証及 び施設受 給者証	健康福祉部 福祉課長
	てん書	方21	木印	1		危険物規 制事務に 関する許 可書、認可 書、検査済 証その他 各種証明 書	消防本部予 防課長
町長職務 代理者印	てん書	方21	木印	1		町長職務 代理者執	総務部総務 課長

						行のとき 町長印に 準じて用 いる。	
専用町長 職務代理 者印	てん書	方21	木印	1		町長職務 代理者執 行のとき	総務部税務 収納課長
	てん書	方21	木印	1		町長印に 準じて用 いる。	町民部町民 窓口課長
	れい書	長形11	木印	1			
	れい書	長形6	木印	1			
	てん書	横16 縦8	木印	1			健康福祉部 福祉課長
	てん書	方21	木印	1			消防本部予 防課長
副町長印	てん書	方21	黒水 牛印	1		副町長名 をもつて 発する文 書	総務部総務 課長
会計管理 者印	てん書	方21	黒水 牛印	1		会計管理 者名をも	会計管理者

						つて発する文書	
会計管理者事務代理印	てん書	方21	木印	1		会計管理者事務代理執行のとき会計管理者印に準じて用いる。	会計課長
寒川文書館長印	てん書	方18	木印	1		寒川文書館長名をもつて発する文書	寒川文書館長
消防長印	てん書	方21	黒水牛印	1		消防長名をもつて発する文書	消防本部消防総務課長
消防長事務代理印	てん書	方21	木印	1		消防長事務代理執行のとき消防長印に準じて用いる。	消防本部消防総務課長

消防署長 印	てん書	方21	木印	1		消防署長 名をもつ て発する 文書	消防署長
消防団長 印	てん書	方21	木印	1		消防団長 名をもつ て発する 文書	消防本部消 防総務課長

」に

改める。

(寒川町防災行政用無線局管理運用規程の一部改正)

第6条 寒川町防災行政用無線局管理運用規程(昭和62年寒川町訓令第3号)の一部を次のように改正する。

別表の2の表中

「

基地局	無線電話 装置	無線機室	宮山165番地	ぼうさいさむ かわ
	統制制御 器	町民部町民安全課		〃
	制御器	企画部企画政策課		〃
		町民部町民安全課		〃
		総務部税務課		〃
		福祉部福祉課		〃
		都市建設部道路課		〃

		都市建設部都市計画課		〃
		教育委員会教育総務課		〃
	車載携帯 兼用	総務部総務課車両		さむかわ 1～5 〃 7
		企画部広報戦略課広報プロモーション担当車両		〃 6
	携帯	町民部町民安全課		〃 101～107

」を

「

基地局	無線電話 装置	無線機室	宮山165番地	ぼうさいさむ かわ
	統制制御 器	町民部町民安全課		〃
	制御器	企画部企画政策課		〃
		町民部町民安全課		〃
		総務部税務収納課		〃
		健康福祉部福祉課		〃
		都市建設部道路課		〃
		都市建設部都市計画課		〃
		教育委員会教育政策課		〃
	車載携帯 兼用	総務部財産管理課車両		さむかわ 1～7
	携帯	町民部町民安全課		〃 101～107

」に

改める。

(寒川町職員の勸奨退職に関する規程の一部改正)

第7条 寒川町職員の勸奨退職に関する規程(平成19年寒川町訓令第6号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「総務課長」を「人事課長」に改める。

(寒川町職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部改正)

第8条 寒川町職員の勤務時間等の特例に関する規程(平成19年寒川町訓令第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項及び第3条中「総務課長」を「人事課長」に改める。

(寒川町職員服務規程の一部改正)

第9条 寒川町職員服務規程(昭和46年寒川町訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第2条、第3条第1項、第4条第4項から第6項まで並びに第5条第5項及び第6項中「総務課長」を「人事課長」に改める。

第6条第5項中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加える。

第6条の2第5項及び第7条中「総務課長」を「人事課長」に改める。

第7条の2前段中「(昭和25年法律第261号)」を削り、「総務課長」を「人事課長」に改め、同条後段中「総務課長」を「人事課長」に改める。

第9条の4第2項、第9条の6、第20条、第25条第1項、第29条ただし書、第30条第1項、第33条第1項第6号及び第2項、第35条並びに第36条中「総務課長」を「人事課長」に改める。

第37条第1項中「施設再編課」を「財産管理課」に改める。

第9号様式、第9号様式の3及び第9号様式の4中「総務課」を「人事課」に改める。

第15号様式中「総務課長」を「課長」に改める。

(寒川町職員安全衛生管理規程の一部改正)

第10条 寒川町職員安全衛生管理規程(昭和62年寒川町訓令第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「健康子ども部長」を「学び育成部長」に改める。

別表第2中「教育施設・給食課長」を「教育施設給食課長」に、「教育総務課長」を「教育政策課長」に改める。

別表第3中「教育施設・給食課施設・給食担当」を「教育施設給食課教育施設担当」に、「教育総務課」を「教育政策課」に、「健康・スポーツ課長」を「スポーツ課長」に改める。

(寒川町職員被服貸与規程の一部改正)

第11条 寒川町職員被服貸与規程(昭和44年寒川町訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第3条ただし書、第11条及び第12条中「総務課長」を「人事課長」に改める。

別表中「秘書」を「企画マーケティング」に、「企画行革」を「ICT推進」に、

「

広報戦略	統計マーケティング 広報プロモーション	事務	事務服	1	4
			防寒服	1	8
	情報システム	事務	事務服	1	4
総務	行政総務 職員力推進	事務	事務服	1	4
			作業服(上下)	1	8
			防寒服	1	8
	印刷業務	事務服	1	8	
		作業服(上下)	1	4	

	文書館	事務	事務服	1	4
			作業服(上下)	1	4
			防寒服	1	8

」を

「

広報戦略	広報プロモーション	事務	事務服	1	4	
			防寒服	1	8	
総務	秘書 行政管理	事務	事務服	1	4	
			作業服(上下)	1	8	
			防寒服	1	8	
	文書館	事務	印刷業務	事務服	1	8
			作業服(上下)	1	4	
			事務服	1	4	
			作業服(上下)	1	4	
			防寒服	1	8	
人事	人事給与 職員力推進	事務	事務服	1	4	
			作業服(上下)	1	8	
			防寒服	1	8	

」に、

「施設再編」を「財産管理」に、「管財」を「庁舎管理」に、「計画担当」を「資産経営」に、

「

税務	町民税	事務	事務服	1	4
			長ぐつ	1	3

	資産税	事務	事務服	1	4
			作業服(上下)	1	8
			防寒服	1	8
			長ぐつ	1	3
収納	収納	事務	事務服	1	4
			防寒服	1	8

」を

「

税務収納	町民税	事務	事務服	1	4
			長ぐつ	1	3
	資産税	事務	事務服	1	4
			作業服(上下)	1	8
			防寒服	1	8
			長ぐつ	1	3
	収納	事務	事務服	1	4
			防寒服	1	8

」に、

「

協働文化推進	協働	事務	事務服	1	4
			作業服(上下)	1	8
			防寒服	1	8
	文化	事務	事務服	1	4
			防寒服	1	8

」を

「

町民協働	協働推進	事務	事務服	1	4
			作業服(上下)	1	8
			防寒服	1	8

」に、

「

町民窓口	総合窓口	事務	事務服	1	4
	町民相談				

」を

「

町民窓口	総合窓口	事務	事務服	1	4
	相談・人権担当				
子育て支援	子ども家庭 のびのびすく すく	事務	事務服	1	4
		防寒服	1	8	
学び育成	文化・生涯学習	事務	事務服	1	4
	青少年育成		防寒服	1	8
スポーツ	スポーツ推進	事務	事務服	1	4
	スポーツ施設		防寒服	1	8
さむかわ庭球場		施設作業員	作業服(上下)	1	1
			防寒服	1	4

」に、

「

保険年金	年金	事務	事務服	1	4
	国保・高齢者医療		防寒服	1	8
子育て支援	子ども家庭	事務	事務服	1	4
	のびのびすくすく	事務	事務服	1	4
保育・青少年	保育	事務	事務服	1	4
	青少年育成		防寒服	1	8
健康・スポーツ	健康づくり	事務 看護師 保健師 栄養士	事務服	1	4
			防寒服	1	8
			白衣	1	3
	スポーツ推進	事務	事務服	1	4
			防寒服	1	8
さむかわ庭球場		施設作業員	作業服(上下)	1	1
			防寒服	1	4

」を

「

保険年金	年金	事務	事務服	1	4
	国保・高齢者医療		防寒服	1	8
健康づくり	健康づくり	事務	事務服	1	4
		看護師	防寒服	1	8

		保健師	白衣	1	3
		栄養士			

」に、

「環境課」を「環境」に、

「

都市計画	都市計画・開発 指導 みどり	事務	事務服	1	4
			作業服(上下)	1	8
			防寒服	1	8
		技術	事務服	1	8
			作業服(上下)	1	1
			防寒服	1	4
			長ぐつ	1	1
			安全ぐつ	1	2
	安全帽		1	4	
	帽子		1	1	
	雨衣	1	2		
	国県	事務 技術	事務服	1	4
			作業服(上下)	1	8
			防寒服	1	8
長ぐつ			1	3	

」を

「

都市計画	都市計画・開発 指導	事務	事務服	1	4
			作業服(上下)	1	8

	都市みどり	技術	防寒服	1	8
			事務服	1	8
			作業服(上下)	1	1
			防寒服	1	4
			長ぐつ	1	1
			安全ぐつ	1	2
			安全帽	1	4
			帽子	1	1
			雨衣	1	2

」に、

「

教育総務	総務 施設	事務	事務服	1	4
			作業服(上下)	1	4
			防寒服	1	8
	技術 施設作業員	事務服	1	8	
		作業服(上下)	1	1	
		防寒服	1	4	
		長ぐつ	1	2	
		安全ぐつ	1	3	
		安全帽	1	4	
		帽子	1	1	
		雨衣	1	4	
	社会教育	事務	事務服	1	4
			防寒服	1	8

学校教育	学事 指導 教育研究室	事務	事務服	1	4
------	-------------------	----	-----	---	---

」を

「

教育政策	教育政策	事務	事務服	1	4
			作業服(上下)	1	4
			防寒服	1	8
		技術 施設作業員	事務服	1	8
			作業服(上下)	1	1
			防寒服	1	4
			長ぐつ	1	2
			安全ぐつ	1	3
			安全帽	1	4
			帽子	1	1
			雨衣	1	4
社会教育	事務	事務服	1	4	
		防寒服	1	8	
学校教育	学事指導 教育研究室	事務	事務服	1	4

」に

改める。

(寒川町町税及び公課に係る徴収事務の一元化に関する規程の一部改正)

第12条 寒川町町税及び公課に係る徴収事務の一元化に関する規程(平成25年寒川町

訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「収納課」を「税務収納課」に改める。

第4条第1項中「収納課」を「税務収納課」に改め、同条第2項中「収納課」を「税務収納課」に、「収納課長に」を「税務収納課長に」に改める。

第5条及び第6条第1項中「収納課」を「税務収納課」に改める。

第7条の見出し中「中断」を「更新」に改め、同条中「収納課長」を「税務収納課長」に、「中断」を「更新」に改める。

第8条第2項中「収納課」を「税務収納課」に改める。

第9条第1項各号列記以外の部分中「収納課」を「税務収納課」に改め、同項第2号及び第3号中「収納課長」を「税務収納課長」に改め、同条第2項中「収納課長」を「税務収納課長」に改める。

第10条中「収納課」を「税務収納課」に改める。

(寒川町建設工事入札業者指名選考委員会規程の一部改正)

第13条 寒川町建設工事入札業者指名選考委員会規程(昭和55年寒川町訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、福祉部長、健康子ども部長」を「、学び育成部長、健康福祉部長」に改める。

(寒川町不動産評価委員会規程の一部改正)

第14条 寒川町不動産評価委員会規程(昭和61年寒川町訓令第8号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「、福祉部長、健康子ども部長」を「、学び育成部長、健康福祉部長」に改める。

第10条中「施設再編課」を「財産管理課」に改める。

別記様式中「(福祉部長)」を「(学び育成部長)」に、「(健康子ども部長)」を「(健康福祉部長)」に改める。

(寒川町公用車ドライブレコーダー等の管理及び運用に関する規程の一部改正)

第15条 寒川町公用車ドライブレコーダー等の管理及び運用に関する規程(平成30年寒川町訓令第6号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「施設再編課長」を「財産管理課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。